

令和 3 年度 実施
大学機関別認証評価
評 価 報 告 書

電気通信大学

令和 4 年 3 月

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

目次

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	i
I 認証評価結果	1
II 基準ごとの評価	2
領域 1 教育研究上の基本組織に関する基準（1－1～1－3）	2
領域 2 内部質保証に関する基準（2－1～2－5）	4
領域 3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準（3－1～3－6）	7
領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準（4－1～4－2）	10
領域 5 学生の受入に関する基準（5－1～5－3）	12
領域 6 教育課程と学習成果に関する基準（6－1～6－8）	13

付録 1 認証評価共通基礎データ及び別紙一覧

付録 2 根拠資料一覧

付録 3 新型コロナウイルス感染拡大の状況における大学の対応について

自己評価書

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について

1. 令和3年度に機構が実施した大学機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が、大学からの求めに応じて実施する、大学の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）の目的は以下のとおりです。

- ・ 大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- ・ 大学それぞれの目的を踏まえて教育研究活動等の質の向上及び改善を促進し、個性を伸長すること。
- ・ 大学の教育研究活動等の状況について、社会の理解と支持が得られるよう支援すること。

2 評価の実施体制

評価を実施するにあたっては、国・公・私立大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる大学機関別認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）の下に、個別の大学の評価を実施するために、評価対象大学の状況に応じた評価部会等を編成し、評価を実施しました。

評価部会等には、対象大学の組織形態、教育研究内容等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を評価担当者として配置しました。

3 評価プロセスの概要

※ 評価は、おおむね以下のようないくつかのプロセスにより実施しました。

※ 令和3年度においては新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、教育現場の観察及び学習環境の状況調査を含めオンラインで実地調査を実施することとし、評価委員会において、通常実施している実地調査と同等の調査であることを確認しました。

（1）大学における自己評価

各大学は、「自己評価実施要項」に従って、自己評価を実施し、自己評価書を作成しました。

（2）機構における評価

① 大学評価基準に定められた基準ごとに、自己評価書の内容の分析及び必要な事項の確認（書面調査）並びに訪問による実地調査（訪問調査）を踏まえ、その基準を満たしているか否かの判断を行うとともに、その理由を明示しました。

② 教育課程と学習成果に関する基準については、各教育課程の状況を踏まえて各学部・研究科等としての教育研究活動等の状況について分析し、それぞれの基準を満たしているか否かを判断しました。

③ 「改善を要する点」が認められた基準については満たしていないものと判断しました。

④ すべての基準を満たしている場合、大学評価基準に適合していると判断しました。満たしていない基準があった場合、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況が確認できた場合には大学評価基準に適合していると判断しました。

- ⑤ 評価結果においては、大学評価基準に適合しているか否かの判断に併せて、「優れた点」を明示し、「改善を要する点」を指摘しました。重点評価項目として位置づける内部質保証が優れて機能していると判断した場合には特に高く評価しました。

4 評価方法

評価は、書面調査及び訪問調査により実施しました。書面調査は、「評価実施手引書」に基づき、各大学が作成した自己評価書（大学の自己評価で根拠として提出された資料・データ等を含む。）の分析、及び機関が独自に調査・収集した資料・データ等に基づいて実施しました。訪問調査は、「訪問調査実施要項」に基づき、書面調査では確認できなかった事項等を中心に調査を実施しました。

5 評価のスケジュール

- (1) 機構は、令和2年6月に、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み、方法等について説明会を実施するとともに、自己評価担当者等に対し、自己評価書の記載等について説明を行うなどの研修を実施しました。

令和3年度実施分については、音声付きスライドを使って説明会を実施するとともに同様の方法で自己評価担当者等に対し、自己評価書の記載等について説明を行い、かつ9月までに申請した大学の求めに応じて、個別の大学に対し大学の状況に即した自己評価書の作成について研修を実施しました。

- (2) 機構は、令和2年7月から9月にかけて申請を受け付け、最終的に以下の43大学の評価を実施しました。

○ 国立大学（43大学）

北海道大学、小樽商科大学、旭川医科大学、東北大学、福島大学、茨城大学、千葉大学、東京医科歯科大学、東京工業大学、東京海洋大学、電気通信大学、一橋大学、横浜国立大学、新潟大学、上越教育大学、山梨大学、静岡大学、浜松医科大学、名古屋大学、愛知教育大学、名古屋工業大学、三重大学、滋賀大学、京都工芸繊維大学、大阪大学、兵庫教育大学、神戸大学、奈良教育大学、鳥取大学、岡山大学、愛媛大学、高知大学、福岡教育大学、九州大学、九州工業大学、佐賀大学、長崎大学、熊本大学、大分大学、宮崎大学、鹿児島大学、鹿屋体育大学、奈良先端科学技術大学院大学

- (3) 機構は、令和3年6月に、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、大学評価の目的、内容及び方法等について評価担当者に対する研修を実施しました。

- (4) 機構は、令和3年6月末までに、対象大学から自己評価書の提出を受けました。

※ 自己評価書提出後の対象大学の評価は、次のとおり実施しました。

令和3年	
7月	書面調査の実施
8月	評価部会の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定）
10月～12月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
12月～1月	評価部会の開催（評価結果（原案）の作成）

(5) 機構は、これらの調査結果を踏まえ、令和4年1月に評価委員会で評価結果（案）を決定しました。

(6) 機構は、対象大学に対して評価結果（案）に対する意見の申立ての機会を設け、令和4年3月の評価委員会での審議を経て最終的な評価結果を確定しました。

6 評価結果

令和3年度に認証評価を実施した43大学のすべてが、機構の定める大学評価基準に適合しているとの評価結果となりました。

7 評価結果の公表

評価結果は、対象大学及びその設置者に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学ごとに「令和3年度実施大学機関別認証評価 評価報告書」として、ウェブサイト(<https://www.niad.ac.jp/>)への掲載等により、広く社会に公表します。

8 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（令和4年3月現在）

(1) 大学機関別認証評価委員会

アリソン・ビール	オックスフォード大学日本事務所代表
及川 良一	大学入試センター参与
片峰 茂	長崎市立病院機構理事長
片山 英治	野村證券株式会社主任研究員
川嶋 太津夫	大阪大学高等教育・入試研究開発センター長
近藤 倫明	北九州市立大学特任教授
里見 進	日本学術振興会理事長
清水 一彦	山梨大学理事・副学長
鈴木 志津枝	兵庫医療大学副学長・看護学部教授
高島 忠義	愛知県立大学名誉教授
高田 邦昭	群馬県公立大学法人理事長
土屋 俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
西尾 章治郎	大阪大学総長
◎濱田 純一	国土緑化推進機構理事長

○ 日比谷 潤子	学校法人聖心女子学院常務理事
前田早苗	千葉大学教授
松本美奈	Qラボ代表理事、ジャーナリスト、上智大学特任教授
山内進	松山大学教授
山口宏樹	国立大学協会専務理事
山本健慈	国立大学協会参与
吉田文	早稲田大学教授

※ ○は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

片峰茂	長崎市立病院機構理事長
川嶋太津夫	大阪大学高等教育・入試研究開発センター長
清水一彦	山梨大学理事・副学長
高田邦昭	群馬県公立大学法人理事長
○ 土屋俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
○ 光田好孝	大学改革支援・学位授与機構教授
山内進	松山大学教授
山口宏樹	国立大学協会専務理事

※ ○は主査、○は副主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第1部会)

阿波賀邦夫	名古屋大学教授
井関尚一	公立小松大学教授
石井徹哉	大学改革支援・学位授与機構教授
井上美沙子	大妻女子大学理事・名誉教授
岩坂直人	東京海洋大学教授
大久保功子	東京医科歯科大学教授
小内透	札幌国際大学特任教授
片山英治	野村證券株式会社主任研究員
岸本喜久雄	東京工業大学名誉教授
下條文武	新潟薬科大学長
○ 近藤倫明	北九州市立大学特任教授
齋藤一弥	筑波大学教授
佐藤信行	中央大学教授
佐藤裕之	弘前大学教授
下田憲雄	大分大学学長特命補佐
生源寺眞一	福島大学教授
白石小百合	横浜市立大学教授
高倉喜信	京都大学副学長

竹内 啓博	公認会計士、税理士
谷口 功	国立高等専門学校機構理事長
土屋 俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
寺澤 良雄	公認会計士
徳久 剛史	千葉大学名誉教授
戸田山 和久	名古屋大学教授
西尾 章治郎	大阪大学総長
西原 達次	九州歯科大学理事長・学長
西村 伸一	岡山大学教授
野口 哲子	奈良先端科学技術大学院大学理事
長谷部 勇一	横浜国立大学名誉教授
花泉 修	群馬大学教授
光田 好孝	大学改革支援・学位授与機構教授
三矢 麻理子	公認会計士
◎ 山内 進	松山大学教授
山岡 洋	桜美林大学教授
山極 壽一	人間文化研究機構総合地球環境学研究所所長
山口 佳三	京都大学監事

(第2部会)

石井 徹哉	大学改革支援・学位授与機構教授
市川 元基	信州大学副学長
伊東 幸宏	浜松地域イノベーション推進機構フォトンバレーセンター長
岩渕 明	岩手県工業技術センター顧問
大城 肇	琉球大学特別顧問
片山 英治	野村證券株式会社主任研究員
木部暢子	人間文化研究機構国立国語研究所特任教授
小山 清人	山形大学名誉教授
清水 美憲	筑波大学教授
鈴木 志津枝	兵庫医療大学副学長・看護学部教授
○ 高島 忠義	愛知県立大学名誉教授
◎ 高田 邦昭	群馬県公立大学法人理事長
竹内 啓博	公認会計士、税理士
田島 節子	大阪大学名誉教授
土川 覚	名古屋大学教授
土屋 俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
寺澤 良雄	公認会計士
野田 泰子	自治医科大学教授
前田 芳實	鹿児島大学名誉教授
三矢 麻理子	公認会計士

湯 川 嘉津美	上智大学教授
横 田 光 広	宮崎大学教授
横 山 清 子	名古屋市立大学副学長
米 村 千 代	千葉大学教授

(第3部会)

浅 田 尚 紀	奈良県立大学長
安 倍 博	福井大学教授
石 川 照 子	大妻女子大学教授
上江洲 一 也	北九州市立大学教授
◎ 片 峰 茂	長崎市立病院機構理事長
片 山 英 治	野村證券株式会社主任研究員
佐々木 徹 郎	愛知教育大学特別教授
佐 藤 敬	青森中央学院大学長
塩 田 浩 平	京都大学名誉教授、滋賀医科大学名誉教授
田 邊 政 裕	千葉大学名誉教授
玉 木 長 良	京都府立医科大学特任教授
土 屋 俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
戸田山 和 久	名古屋大学教授
平 塚 浩 士	群馬大学顧問
藤 田 佐 和	高知県立大学教授
藤 本 真 一	大和檍原病院名誉院長
前 田 健 康	新潟大学教授
三 矢 麻理子	公認会計士
○ 山 本 健 慈	国立大学協会参与
吉 澤 結 子	秋田県立大学理事・副学長

(第4部会)

東 信 彦	大学入試センター監事
石 田 朋 靖	高崎健康福祉大学副学長
鵜 飼 裕 之	愛知東邦大学長
尾 家 祐 二	九州工業大学長
大 野 弘 幸	日本学術振興会学術システム研究センター所長
片 山 英 治	野村證券株式会社主任研究員
佐 藤 之 彦	千葉大学教授
竹 内 俊 郎	東京海洋大学名誉教授
竹 内 啓 博	公認会計士、税理士
棚 橋 健 治	広島大学副学長
土 屋 俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
○ 中 島 恒 一	富山国際大学顧問

原 田 信 志	熊本大学名誉教授
深 見 公 雄	放送大学高知学習センター所長
松 原 仁	東京大学教授
光 田 好 孝	大学改革支援・学位授与機構教授
◎ 山 口 宏 樹	国立大学協会専務理事
横 矢 直 和	奈良先端科学技術大学院大学名誉教授

(第5部会)

明 石 要 一	千葉敬愛短期大学長
位 田 隆 一	滋賀大学長
○ 稲 垣 卓	福山市立大学名誉教授
岩 崎 久美子	放送大学教授
大 谷 順	熊本大学理事・副学長
片 山 英 治	野村證券株式会社主任研究員
加 藤 映 子	大阪女学院大学長
上 井 喜 彦	福島大学監事
後 藤 ひとみ	愛知教育大学特別教授
◎ 清 水 一 彦	山梨大学理事・副学長
下 田 憲 雄	大分大学学長特命補佐
蛇 穴 治 夫	北海道教育大学長
高 梨 泰 彦	京都産業大学教授
土 屋 俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
寺 澤 良 雄	公認会計士
長 尾 彰 夫	大阪教育大学名誉教授
山 下 一 夫	鳴門教育大学長

※ ◎は部会長、○は部会長代理

(4) 大学機関別認証評価委員会内部質保証専門部会

◎ 川 嶴 太津夫	大阪大学高等教育・入試研究開発センター長
浅 野 茂	山形大学教授
小 湊 卓 夫	九州大学准教授
渋 井 進	大学改革支援・学位授与機構教授
鳴 田 敏 行	茨城大学教授
末 次 剛健志	有明工業高等専門学校総務課長
高 橋 哲 也	大阪府立大学副学長（統括）
土 屋 俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
新 田 早 苗	琉球大学後援財団常務理事
林 隆 之	政策研究大学院大学教授
前 田 早 苗	千葉大学教授

森 利 枝 大学改革支援・学位授与機構教授
※ ◎は部会長

2. 評価結果について

「I 認証評価結果」

「I 認証評価結果」では、評価対象大学がひとつの機関として機構の定める大学評価基準に適合しているか否かを判断し、その旨及び判断の理由を記述しています。加えて、重点評価項目として位置付ける基準2－3において、内部質保証が優れて機能していると判断した場合には、その旨及び判断の理由として、「内部質保証が優れて機能している点」を記述しています。

大学評価基準の判断については、基準1－1から基準6－8の27基準すべてを満たしている場合には、大学評価基準に適合しているとし、27基準のうち、満たしていないものがあった場合には、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況を確認の上、満たしているか否かの判断をし、その旨及び「改善を要する点」を記述しています。

ただし、重点評価項目として位置付ける基準2－1又は基準2－2を満たしていない場合には、大学評価基準に適合していないと判断し、その旨及び「改善を要する点」を記述しています。

また、上記結果と併せて、対象大学の目的に照らして、「優れた点」についても、記述しています。

「II 基準ごとの評価」

「II 基準ごとの評価」では、基準1－1から基準6－8において、当該基準を満たしているか否かの「評価結果」、「評価結果の根拠・理由」を記述しています。なお、当該基準を満たしていない場合には、「改善を要する点」を記述しています。

「III 意見の申立て及びその対応」

「III 意見の申立て及びその対応」では、評価結果の確定前に対象大学に通知した評価結果（案）に対する意見の申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述しています。なお、意見の申立てがない場合には、記載はありません。

※ 対象大学ごとの評価結果における用字用語の選択は、社会からの理解と支持が得られるよう支援する観点から、機構による評価結果における一貫性を重視して行っているため、大学固有の表現と一致しない場合があります。

I 認証評価結果

電気通信大学の教育研究等の総合的な状況は、大学改革支援・学位授与機構が定める大学評価基準に適合している。

【判断の理由】

大学評価基準を構成する 27 の基準をすべて満たしている。

(新型コロナウイルス感染拡大の状況における大学の対応について)

令和 3 年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、学年当初から通常とは異なる状況の中での教育活動が必要となったと推察される。大学に対してその状況について報告を求めたところ、付録 3 のとおり取り組んでいることを認めた。

II 基準ごとの評価

領域1 教育研究上の基本組織に関する基準

基準1－1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

【評価結果】 基準1－1を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

大学及びそれぞれの組織の目的を達成するために、以下の1学域及び1研究科を置いている。

[学士課程]

- ・情報理工学域（3学類1課程：I類（情報系）、II類（融合系）、III類（理工系）、先端工学基礎課程（夜間主））

[大学院課程]

- ・情報理工学研究科（博士前期課程4専攻：情報学専攻、情報・ネットワーク工学専攻、機械知能システム学専攻、基盤理工学専攻、博士後期課程5専攻：情報学専攻、情報・ネットワーク工学専攻、機械知能システム学専攻、基盤理工学専攻、共同サステイナビリティ研究専攻）

平成28年度に、情報・理工学領域において、幅広い教養を授け、グローバルな視野、人間性・国際性並びに倫理観を涵養し、高度コミュニケーション社会の持続的な発展に貢献する専門技術者を養成するために、情報理工学域を設置している。

平成28年度に、情報・理工学領域において、異分野も含めた幅広い教養を育み、グローバルな視野、人間性・国際性並びに倫理観を涵養し、論理的コミュニケーション能力を持ち、アカデミア分野及びノンアカデミア分野でリーダーとして産業界の持続的なイノベーションを牽引する高度専門技術者・研究者を養成するために、情報理工学研究科を設置している。

平成31年度に、人文社会科学・理工学・農学間の協働の視点を持った実践型グローバル人材を養成するために、東京外国語大学、東京農工大学との連携による博士後期課程のみの共同サステイナビリティ研究専攻を情報理工学研究科に設置している。

基準1－2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること

【評価結果】 基準1－2を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員数は、認証評価共通基礎データ様式1のとおり、大学設置基準等各設置基準に定められた必要教員数以上が配置されている。

教員の年齢及び性別の構成は、別紙様式1－2－2のとおり、著しく偏ってはいない。なお、女性教員の比率が低い状態にある。

基準 1－3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること

【評価結果】 基準 1－3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員は、学術院に所属し、専門性に応じて学士課程（情報理工学域）、大学院課程（情報理工学研究科）の教育に従事している。

教育研究に係る責任者として、情報理工学域に学域長、情報理工学研究科については研究科長を置いている。

教育活動に係る事項を審議する組織として、情報理工学域と情報理工学研究科それぞれに教授会及び代議員会を置いている。情報理工学域教授会は、情報理工学域を担当する専任の教授、准教授等から構成され、学校教育法第 93 条に規定される事項等を審議している。情報理工学域代議員会は、情報理工学域教授会から付託された事項を審議し代議員会の議決をもって教授会の議決としている。情報理工学研究科教授会は、大学院情報理工学研究科の担当資格を有する専任の教授、准教授等から構成され、学校教育法第 93 条に規定される事項等を審議している。情報理工学研究科代議員会は、情報理工学研究科教授会から付託された事項を審議し代議員会の議決をもって教授会の議決としている。各教授会は、令和 2 年度には、別紙様式 1－3－2 のとおり開催されている。

教育研究評議会は、学長、学長が指名する理事、学長が指名する副学長、情報理工学域長、大学院情報理工学研究科長、大学院情報理工学研究科から選出され学長が指名する教授 4 人、組織規則第 18 条の 3 第 2 項、第 19 条第 1 項、第 21 条第 1 項及び第 23 条第 1 項に定める各センターの長で当該組織の専任の教授である者のうちから学長が指名する者 1 人から構成され、教育研究に関する重要事項を全学的見地から審議している。令和 2 年度には、別紙様式 1－3－3 のとおり開催されている。

領域2 内部質保証に関する基準

基準2－1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

【評価結果】 基準2－1を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

機関別内部質保証体制は以下のように整備されている。

学長を最高責任者とし、評価室長を統括責任者とし、教育・国際戦略担当理事、経営・広報戦略担当理事及びキャンパス情報基盤担当理事をそれぞれの領域における内部質保証の責任者としている。この体制における中核的な審議機関は評価室であり、その役割分担は、内部質保証に関する規程、内部質保証に関する基本方針及び評価室規程に明確に定めている。中核的な審議機関である評価室は、内部質保証体制を機能させるために情報を共有する必要があるため、室長、副室長、理事及び職員のうちから室長が指名した若干名によって構成されている。

それぞれの教育研究上の基本組織によって、すべての教育課程の質保証に責任をもつ体制を以下のように整備している。

情報理工学域においては、情報理工学域長を責任者としてその質保証を行っている。

情報理工学研究科においては、情報理工学研究科長を責任者としてその質保証を行っている。

施設設備に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

施設及び設備全般については、経営・広報戦略担当理事を責任者として施設活用調整委員会が、学習環境については、教育・国際戦略担当理事を責任者として全学教育・学生支援機構学生支援センターが、情報設備については、キャンパス情報基盤担当理事を責任者として情報基盤センターが、附属図書館については、教育・国際戦略担当理事を責任者として附属図書館が分担して質保証を行っている。その役割分担は、内部質保証に関する基本方針によって定めている。

学生支援に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

学生支援に関する重要事項及び学生の就職支援については、教育・国際戦略担当理事を責任者として全学教育・学生支援機構学生支援センターが、留学生の支援については、教育・国際戦略担当理事を責任者として国際教育センターが質保証を行っている。その役割分担は、内部質保証に関する基本方針によって定めている。

学生受入に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

入学者選抜の在り方及び入学者選抜方法等の策定、実施、検証については、教育・国際戦略担当理事を責任者として全学教育・学生支援機構アドミッションセンターが質保証を行っている。その役割分担は、内部質保証に関する基本方針によって定めている。

基準2－2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること

【評価結果】 基準2－2を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること、教育課程方針が大学等の目的及び学

位授与方針と整合性をもって定められていること、学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていることを内部質保証体制において確認する手順は、内部質保証に関する自己点検・評価（モニタリング）実施要領及び内部質保証に関する自己点検・評価（レビュー）実施要領に定めている。

同様に、すべての教育課程ごとに、基準6－3から基準6－8に照らした判断を行うことを内部質保証に関する自己点検・評価（モニタリング）実施要領、内部質保証にかかる自己点検・評価（モニタリング）の点検項目及び内部質保証に関する自己点検・評価（レビュー）実施要領、内部質保証にかかる自己点検・評価（レビュー）の点検項目にそれぞれ定めている。

また、施設設備、学生支援、学生受入に関して行う自己点検・評価の方法は、内部質保証に関する自己点検・評価（レビュー）実施要領と内部質保証にかかる自己点検・評価（レビュー）の点検項目に定めている。

関係者（学生、卒業（修了）生等）からの意見聴取については、内部質保証に関する基本方針を定め、定期的に実施することとしている。

機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順、承認された対応措置の計画を実施する手順及びその進捗を確認する手順は、すべての場合について、内部質保証に関する基本方針に定めている。

基準2－3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること

【評価結果】 基準2－3を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

これまでの様々な評価結果に加えて、大学評価基準に則して自己点検・評価を行って課題点を抽出しており、自己点検・評価とそれに基づく改善及び向上の取組は別紙様式2－3－1のとおり実施され、その多くについて、対応済みあるいは対応中の状況にある。

基準2－4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること

【評価結果】 基準2－4を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教育研究評議会規程において、学域、類その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項については教育研究評議会の審議事項と定めている。実際に平成31年度設置の大学院共同サステイナビリティ研究専攻について、教育研究評議会において審議が行われている。

基準2－5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

【評価結果】 基準2－5を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員の採用及び昇格等にあたって、教育研究職員の採用及び昇任のための選考基準、教育研究職員の選考に関する規程、情報理工学研究科担当教員資格審査における教育研究業績判定基準等の申合せ及び情報理工学研究科担当教員資格審査内規等を定め、学外有識者へ候補者に関する客観的意見の照会を行うとともに、書類審査及び面接審査を実施し、別紙様式2-5-1のとおり教員を採用・昇任させている。

教育研究職員の業績評価に関する細則及び教育研究職員の業績評価実施要項を策定し、別紙様式2-5-2のとおり教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施している。

教育研究職員の業績評価に関する細則に基づき、教育研究職員の役割に応じてそれぞれの活動領域における実績を適切に評価し、その結果を勤勉手当、昇給号数、業績給に反映するなど、別紙様式2-5-3のとおり評価結果を反映している。

授業の内容及び方法の改善を図るため、別紙様式2-5-4のとおり、「UEC 遠隔授業説明会」、「オンライン成績評価方法に関する説明会」及び「障害学生支援に係る FD 研修」等を組織的に実施している。

教育活動を展開するため、別紙様式2-5-5のとおり教育支援者及び教育補助者を配置している。教務関係や厚生補導等を担う職員を学務部教務課、学務部学生課、学術国際部国際課、国際教育センター及び保健管理センターに配置し、教育活動の支援や補助等を行う職員を全学教育・学生支援機構学生支援センター、全学教育・学生支援機構大学教育センター、国際教育センター及び教育研究技師部に配置するほか、図書館の業務に従事する職員を学術国際部学術情報課に配置している。また、ティーチング・アシスタントを情報理工学域及び大学院情報理工学研究科に配置し、活用している。

教育支援者、教育補助者の質の維持・向上のため、別紙様式2-5-6のとおり、「LGBTQ を理解しよう」、「2020 年度学生メンター研修」、「TA 講習会」等を実施し、必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施している。

領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

基準3－1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

【評価結果】 基準3－1を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監査報告書及び会計監査報告書を作成し、文部科学大臣に提出され、その承認を受けている。

また、別紙様式3－1－2のとおり、教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行している。

基準3－2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること

【評価結果】 基準3－2を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

管理運営のために、役員会、教育研究評議会、経営協議会を設置している。

役員会は、学長及び理事で構成され、中期目標についての意見及び年度計画に関する事項、法人法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項、予算の作成及び執行並びに決算に関する事項等を審議している。

経営協議会は、学長、学長が指名する理事及び職員6人、法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い見識を有するもののうちから、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するもの9人により構成され、経営に関する重要事項を審議している。法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組については、別紙様式3－2－2のとおり、体制を整備している。

法令遵守事項については、情報公開、個人情報保護、公益通報者保護、ハラスメント防止、安全・衛生、安全保障輸出管理、生命倫理、動物実験があり、それらについて規定し、責任・実施体制を整備している。情報公開は情報公開室（総務部総務企画課）、個人情報保護は総務部総務企画課、公益通報者保護は内部監査室、ハラスメント防止は総務部人事労務課及び学務部学生課、安全・衛生は総務部人事労務課、安全保障輸出管理は学術国際部研究推進課、生命倫理は学術国際部研究推進課、動物実験は学術国際部研究推進課が責任部署となっている。

危機管理については、防火・防災、情報セキュリティ、研究費等不正使用及び研究活動に係る不正行為防止、危機及びリスク管理、コンプライアンスの推進があり、それらについて規定し、責任・実施体制を整備している。防火・防災は総務部経理調達課、情報セキュリティは学術国際部学術情報課、研究費等不正使用、研究活動に係る不正行為防止は総務部経理調達課及び学術国際部研究推進課、危機及びリスク管理は総務部総務企画課、コンプライアンスの推進は総務部総務企画課、総務部人事労務課、学務部学生課、学術国際部研究推進課及び学術国際部国際課が責任部署となっている。

基準3－3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること

【評価結果】 基準3－3を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

事務組織規程に基づき、事務組織を設置している。

別紙様式3－3－1のとおり、常勤132人、非常勤76人を配置している。

基準3－4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること

【評価結果】 基準3－4を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

別紙様式3－4－1のとおり、教員及び事務職員等が情報公開・個人情報保護委員会、研究活性化推進会議、産学官連携センター運営委員会、社会連携センター運営委員会、国際戦略推進室運営委員会等の構成員として協働して意思決定に参与している。

管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、別紙様式3－4－2のとおり、大学主催のハラスメント防止研修（322人参加）を実施するとともに、他機関主催の研修・セミナー・勉強会等に教職員等を参加させている。

基準3－5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること

【評価結果】 基準3－5を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

国立大学法人法に基づき、監事2人（非常勤）を置いている。監事は、監事監査規程及び監事監査実施細則に基づき、監査計画を作成の上、定期監査・臨時監査及び日常監査を実施し、学長に報告を行っている。

会計監査人による監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、他の部門から独立した内部監査室が、内部監査室規程に基づき、業務の適正かつ効率的な運営及び会計経理の適正の確保に資するとともに、監事が行う監査に協力することを目的に、業務運営及び会計経理に関する監査並びに監事が実施する監査の支援等を行っている。内部監査室長は、内部監査計画を作成し、監査終了後は、内部監査結果報告書を作成し、学長に報告している。

学長、理事、監事、会計監査人及び監査室は、四者協議会を定期的に開催し、監査内容、結果等について意見交換を行い、情報共有や相互連携を図っている。

基準3－6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること

【評価結果】 基準3－6を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

法令等が公表を求める事項を、別紙様式3－6－1のとおり公表している。
なお、自己評価書提出時点には、法令等が公表を求める事項のうち教育職員免許法施行規則第22条の6に規定された、教員の養成に係る教員の数について、一部適切に公表されていなかったが、令和3年11月までに公表している。

領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

基準4－1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

【評価結果】 基準4－1を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

調布市調布ヶ丘のキャンパスを有し、その校地面積は計 149,653 m²、校舎等の施設面積は計 104,730 m²であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

法令が定める附属施設については、別紙様式4－1－2のとおり、情報理工学域にものつくりセンター（実験・実習工場）、実験実習支援センターを設置している。

別紙様式4－1－3のとおり、施設・設備の耐震化については、耐震化率は 100%である。バリアフリー化については、スロープ、車いす対応エレベーター、車いす対応トイレ、自動ドア及び通路手すりを設置するなど、配慮している。安全防犯面については、第2体育館前等に外灯を設置するなど、配慮している。

ＩＣＴ環境については、学内ネットワーク等を整備し、活用している。

附属図書館については、キャンパスに設置しており、延面積 7,468 m²、閲覧座席数は 738 席である。原則として9時から 21 時 30 分まで開館している。令和3年5月1日現在の蔵書数は、図書 309,330 冊、学術雑誌 8,894 種、電子ジャーナル 3,900 種である。

自主的学習環境については、別紙様式4－1－6のとおり、言語実習室、UEC Ambient Intelligence Agora、グループ学習室等が整備され、利用されている。

基準4－2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

【評価結果】 基準4－2を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制として、学生支援センター学生何でも相談室、保健管理センター、学生支援センター就職支援室を設置し、別紙様式4－2－1のとおり対応している。各種ハラスメントに関しては、ハラスメントの防止等に関する規程等に基づき、ハラスメント相談員が相談窓口となり、ハラスメント防止・対策委員会、保健管理センター及び学生支援センターと連携しハラスメント等に関する相談に対応しているほか、ハラスメント防止・対策委員会がハラスメントに起因する問題が発生した場合の職員・学生等の就労又は修学上の環境改善のための措置を講じている。

83団体が課外活動を行っており、そのための施設として、別紙様式4－2－2のとおり、運動場、サークル会館、部室・サークル室等を整備し、課外活動施設・設備の整備支援及び備品貸与等を行っている。

留学生への生活支援等は、国際教育センターを設置し、留学生生活相談担当や留学生窓口での修学・

生活相談や、チューターを配置するなど、別紙様式4－2－3のとおり体制を整備している。

障害のある学生への生活支援等は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第9条第1項の規定に基づき対応要領を定め、学生支援センター障害学生支援室を中心に、別紙様式4－2－4のとおり、障害のある学生の介助等を行っている。

学生に対する経済面での援助は、別紙様式4－2－5のとおり、大学独自の奨学金制度のほか、UEC緊急生活支援貸与金（「コロナ禍から学生を守り救い支援する募金」（コロナ募金））、経済支援専用窓口の設置及び一時金の貸与、入学料の免除、授業料の免除、寄宿舎の整備等を行っている。

領域 5 学生の受入に関する基準

基準 5－1 学生受入方針が明確に定められていること

【評価結果】 基準 5－1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生受入方針については、情報理工学域及び情報理工学研究科において「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方が明示されている。

基準 5－2 学生の受入が適切に実施されていること

【評価結果】 基準 5－2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生受入方針に沿った学生を確保するために、別紙様式 5－2－1 のとおり、多様な入試方法を採用している。

実施体制については、情報理工学域入学試験委員会及び情報理工学研究科入学試験委員会を設置しており、情報理工学域入学試験委員会の下には、試験実施部会、学力検査部会、データ処理部会、特別検査部会を置いている。

全学教育・学生支援機構アドミッショնセンターは、入学者選抜に係る調査・分析及び選抜方法の改善等を行っている。

基準 5－3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること

【評価結果】 基準 5－3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

平成 29 年度～令和 3 年度の 5 年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。

[学士課程]

- ・情報理工学域：1.05 倍

[大学院課程]

- ・情報理工学研究科

博士前期課程 1.12 倍

博士後期課程 1.05 倍

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること

【評価結果】 基準 6－1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

情報理工学域及び情報理工学研究科において、学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定している。

基準 6－2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

【評価結果】 基準 6－2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

情報理工学域及び情報理工学研究科において、教育課程方針に学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示しており、教育課程方針が学位授与方針と整合性を有している。

基準 6－3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

【評価結果】 基準 6－3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

情報理工学域及び情報理工学研究科において、教育課程の編成が、体系性を有しており、授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっている。

他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定においては、認定に関する規定を法令に従い学則及び履修規程で定めている。

大学院課程の情報理工学研究科において、学位論文の作成等に係る指導に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしている。なお、自己評価書提出時点には、指導教員が学生に研究指導の計画を明示することが規程等で定められていなかつたが、令和 3 年 11 月までに情報理工学研究科履修規程を改正し、研究指導計画書による研究指導計画の明示を定めている。

基準 6－4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

【評価結果】 基準 6－4 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

大学として、1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっており、情報理工学域及び情報理工学研究科において、各科目の授業期間が原則として（10週又は）15週にわたるものとなっている。

情報理工学域及び情報理工学研究科の授業科目において、適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対してシラバスによって明示されている。

情報理工学域及び情報理工学研究科において、教育上主要と認める授業科目は、別紙様式6-4-4のとおり、原則として専任の教授・准教授が担当している。なお、先端工学基礎課程については、専任の教授・准教授が担当している科目が少ないが、令和4年度からは専任の教授・准教授が担当することを決定している。

情報理工学研究科において、大学院設置基準第14条で定める教育方法の特例の取組として、夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている。

また、夜間において授業を実施している課程は、時間割構成上の配慮や講義配信システムなど、必要な配慮を行っている。

基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること

【評価結果】 基準6-5を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

情報理工学域及び情報理工学研究科において、次のとおり履修指導、支援を行っている。

学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、別紙様式6-5-1のとおり、指導、助言を行っている。

学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、別紙様式6-5-2のとおり、助言、支援を行っている。

社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を、別紙様式6-5-3のとおり実施している。

障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を、別紙様式6-5-4のとおり整えている。

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

【評価結果】 基準6-6を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、大学として策定し、学生への周知に努めている。

情報理工学域及び情報理工学研究科において、成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認している。なお、自己評価書提

出時点には、成績評価分布を組織的に確認していなかったが、令和3年11月までに確認している。

情報理工学域及び情報理工学研究科において、成績に対する異議申立て制度を組織的に設けている。なお、自己評価書提出時点には、異議申立て制度を組織的に設けていなかったが、令和3年11月までに成績判定に対して異議がある場合の取扱いを改定している。

基準6－7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されること

【評価結果】 基準6－7を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

情報理工学域及び情報理工学研究科において、大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業（修了）要件を組織的に策定し、学生への周知に努めている。

大学院教育課程の情報理工学研究科においては、学位論文審査基準を組織として策定し、学生への周知に努めている。

情報理工学域及び情報理工学研究科における卒業（修了）の認定を、策定した要件に則して組織的に実施している。

基準6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

【評価結果】 基準6－8を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

過去5年における標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格の取得状況等の状況は、別紙様式6－8－1のとおり、就職及び進学の状況は、別紙様式6－8－2のとおりであり、情報理工学域及び情報理工学研究科について、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にある。

卒業（修了）時の学生、卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生、就職先等からの意見聴取の結果によれば、情報理工学域及び情報理工学研究科について、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られている。